別表第三（第四条の五第三項関係）

リスク対象資産の区分	リスク係数
国内株式	十％
外国株式	十％
邦貨建債券	一％
外貨建債券、外貨建貸付金等	五％
不動産（国内土地）	五％

備考

一　「外貨建債券、外貨建貸付金等」は、為替予約が付されていることにより決済時における邦貨額が確定しているもの及び外貨建負債残高を控除したものとする。

二　「リスク対象資産」には、子会社等（法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対する出資・貸付金を含まない。

三　「邦貨建債券」には、財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものを含まない。

別表第四（第四条の五第四項関係）

リスク対象資産の区分		リスク係数
貸付金 債券 預貯金	ランク1	○％
	ランク2	一％
	ランク3	四％
	ランク4	三十％
短資取引		○・一％

備考

一　「ランク1」、「ランク2」、「ランク3」及び「ランク4」とは、それぞれ次に定めるとおりとする。

イ　ランク1　次に掲げる政府その他の機関等への投資及び当該機関等の保証するもの並びに貸付けをいう。

(1)　最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関への投資

(2)　ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行への投資

(3)　我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業への投資

(4)　(1)から(3)までに掲げる者の保証するもの

(5)　規則第二百一条第一項第十二号又は規則第二百二条第一項第十三号に掲げる貸付け

ロ　ランク2　次に掲げる政府その他の機関等への投資及び当該機関等の保証するもの並びに貸付けをいう。

(1)　ランク1の(1)に該当しない国の中央政府、中央銀行及び国際機関への投資

(2)　外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業への投資

(3)　我が国及び外国の金融機関への投資

(4)　投資適格相当以上の格付を有する者への投資

(5)　(1)から(4)までに掲げる者の保証するもの

(6)　規則第二百一条第一項第十一号又は規則第二百二条第一項第十二号に掲げる貸付け（(1)から(4)までに掲げる者と同等の信用力を有する組合に対して行う貸付けに限る。）

ハ　ランク3　ランク1及びランク2に該当せず、ランク4に掲げる事由が発生していない先への投資等をいう。

ニ　ランク4　破綻先債権、延滞債権、三月以上延滞債権又は貸付条件緩和債権をいう。

二　「貸付金」、「債券」及び「預貯金」には、未収収益（未収利息）を含む。

三　「リスク対象資産」には、子会社等に対する貸付金を含まない。

四　短資取引の相手先がランク4に相当する状態となった場合には、リスク係数を三十％とする。

別表第五（第四条の五第五項関係）

法人の業務形態		リスク対象資産の区分	リスク係数
国内会社	金融関連法人	株式	十五％
		貸付金	一・五％
	非金融関連法人	株式	十％
		貸付金	一・○％
海外法人	金融関連法人	株式	二十％
		貸付金	六・五％
	非金融関連法人	株式	十五％
		貸付金	六・○％
国内会社及び海外法人にかかわらず別表第四備考第一号ニに規定するランク4に該当する子会社等		株式	百％
		貸付金	三十％

備考

一　「金融関連法人」とは、次に掲げるものとする。

イ　法第五十三条の十六第一項第二号に掲げるもののうち、規則第二百二十二条第二項第六号から第十一号までに掲げる業務又は同項第十三号に掲げる業務であって同項第六号から第十一号までに掲げる業務に準ずる業務を営む子会社等

ロ　法第五十三条の十八第一項第一号に掲げるもののうち、規則第二百二十七条第一項第二十一号に掲げる業務又は同項第二十三号に掲げる業務であって同項第二十一号に掲げる業務を営む子会社等及び同条第二項第五号若しくは第十四号から第二十四号までに掲げる業務に準ずる業務を営む子会社等

二　「非金融関連法人」とは、子会社等であって金融関連法人以外の子会社等とする。

三　海外法人に対する邦貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うこととする。

別表第六（第四条の五第六項第一号関係）

取引の種類		対象取引残高の算定方法	リスク係数
外国通貨に係る先物取引（為替予約を含む。）	売建	時価×取引単位×契約数量	マイナス五％
	買建	時価×取引単位×契約数量	五％